

申述書（外国人配偶者の氏名）について

婚姻届に記入する氏名は、日本人であれば戸籍に記載されてある通りに氏名を記入します。配偶者が日本人でない場合は、国籍証明として提出していただく出生証明書や旅券に記載されてある通りに氏名を記入します。しかし、婚姻証明書に記載されてある氏名と国籍証明として提出していただく書類にある氏名と異なるケースがあります。代表的な例は次の通りです。

- (1) 出生証明書には母親の旧姓を父親の姓の後に付けているが、婚姻証明書には父親の姓のみ記載されてある場合
- (2) ミドルネームが頭文字だけで表記されていたり抜けていたりする場合
- (3) ジュニアやセカンドなどが抜けている場合

2種類の証明書で氏名が異なる場合、同一人物であるかの疑問が生じるので、申述書を次の通り作成してください。

申述書

私、外務 翔子は、夫の出生証明書の氏名は、スティーブンソンエレロ、ジェイコブイーサンと記載されてあるが、エレロは母親の旧姓であり、婚姻時には父親の姓のみになる習慣があるため、婚姻証明書に記載されている、スティーブンソン、ジェイコブイーサンとは同一人物であることをここに申し述べます。

令和4年10月1日

外務 翔子

注意1) 署名欄の氏名は必ず自筆でお願いします。

注意2) 白紙に手書きでも構いません。

注意3) この申述書を提出しても、他に氏名を確認できる書類の提出を求められる場合があります。